

各局（本部）長
中央卸売市場長
教育委員会教育長
各行政委員会事務局長
議会局長
警視総監、消防総監

） 殿

財 務 局 長
(公 印 省 略)

都における新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を踏まえた
工事及び設計等業務の対応について

令和 4 年 1 月 19 日に、政府対策本部長より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域について、東京都を含む 1 都 12 県を追加した 1 都 15 県に変更され、令和 4 年 1 月 21 日から東京都知事が都内全域を指定したまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）においても、まん延防止等重点措置を実施することになりました。

また、令和 4 年 1 月 19 日に改正された新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針においては、引き続き緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものとして河川や道路などの公物管理、公共工事が挙げられており、まん延防止等重点措置時も同様に事業の継続が求められています。これらを踏まえ、国土交通省より別紙「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更（令和 4 年 1 月 19 日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和 4 年 1 月 20 日付事務連絡）の通知がありました。

このことから、改めて受注者に対し「東京都における公共工事の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドライン（令和 2 年 6 月 25 日版）」^{注1}（以下「都のガイドライン」という。）及び国土交通省の「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和 2 年 5 月 14 日（令和 3 年 5 月 12 日改訂版）」^{注2}（以下「国のガイドライン」という。）の周知徹底を図るとともに下記のとおり対応をお願いいたします。

記

1 受注者との協議と受注者の希望に応じた一時中止措置等

工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）の一時中止措置等の対応については、「都における新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言解除（令和 3 年 9 月 30 日）を踏

まえた工事及び設計業務等の対応について」(令和3年10月1日付3財建技第188号)^{注3}及び都のガイドラインによることとしているが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から改めて今後の対応について受注者と協議を行う。

受注者から、一時中止等の希望の申出がある場合には、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組状況(テレワークや時差出勤の状況など)、従業員の状況(従業員の健康状態など)、工事現場における感染拡大防止措置の状況(「3つの密」を避けることが困難な場合など)等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、「都における新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び設計等業務の対応について」(令和2年4月8日付2財建技第15号。以下「令和2年4月8日通知」という。)^{注4}の1と同様の対応を行うこと。なお、一時中止の期間は適切に設定する。これに伴い、工期又は契約期間が年度を越える可能性がある場合には、予算の繰越等の手続きを行うこととする。

2 工事等の継続又は再開に当たっての工事現場における感染拡大防止対策の徹底

令和2年4月8日通知の2に基づき、受発注者双方において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策が適切に実施されるよう取り組むこととする。また、受発注者双方において都及び国のガイドラインを踏まえつつ、各工事等の実情に応じて創意工夫を行い感染症の拡大防止に努めることとする。

注1) 東京都における公共工事の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドライン
(令和2年6月25日版)

https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/keiyaku/covid-19/covid-19/covid-19_27.pdf

注2) 建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
(令和2年5月14日(令和3年5月12日改訂版))

https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/keiyaku/covid-19/covid-19/covid-19_40.pdf

注3) 「都における新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言解除(令和3年9月30日)を踏まえた工事及び設計業務等の対応について」(令和3年10月1日付3財建技第188号)

https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/keiyaku/covid-19/covid-19/covid-19_031001.pdf

注4) 「都における新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び設計等業務の対応について」(令和2年4月8日付2財建技第15号)

https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/keiyaku/covid-19/covid-19/covid-19_16.pdf

担 当

(工事及び設計等業務に関すること)

財務局 建築保全部 技術管理課 建築技術担当 (内 27-641)

土木技術担当 (内 27-646)

(工事及び設計等業務の契約に関すること)

財務局 経 理 部 総 務 課 契約調整担当 (内 26-111)

事務連絡
令和4年1月20日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域
の変更（令和4年1月19日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和4年1月7日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和4年1月19日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域について、広島県、山口県及び沖縄県の3県から、同年1月21日をもって群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県及び宮崎県の1都12県を追加した1都15県に変更するとともに、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県及び宮崎県において実施すべき期間を同年1月21日から同年2月13日までとすることが決定されたところですが、「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和4年1月7日付け事務連絡）等の内容を踏まえ、引き続き適切なお対応を宜しくお願いします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市区町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しくお願いします。

事務連絡
令和4年1月7日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に
関する公示を踏まえた工事及び業務の対応について

施工中の工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等につきましては、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等の終了後における工事及び業務の対応について」（令和3年9月30日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和4年1月7日に、3県（広島県、山口県及び沖縄県）を対象として、政府対策本部長より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置に関する公示が行われたところです。

新型コロナウイルス感染症への対策について、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和4年1月7日変更））（以下「基本的対処方針」という。）においては、感染拡大防止の基本は、個々人が「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等の基本的な感染対策を徹底することとされており、新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項として、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着に向けて周知するとともに、事業者及び関係団体に対して、業種別ガイドライン等の実践を促していくこととされています。また、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものとして、河川や道路などの公物管理、公共工事が挙げられているところであり、まん延防止等重点措置時も同様に事業の継続が求められるものです。

これらのことを踏まえ、施工中の工事等における感染拡大防止措置等につきましては、引き続き、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所での定期的な消毒、現場でのマスク着用、手洗い、換気、「居場所の切り替わり」への注意など、感染予防の対応を行うとともに、施工に伴う三つの密の発生の回避や影響緩和の対策が講じられるよう、改めて、受注者に対して「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和3年5月12日改訂版））」及び内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策ホームページにおいて公表されている業種ごとの感

染拡大予防ガイドライン等の周知徹底を図るなど、適切なお対応を宜しく願います。

また、「三つの密」対策等の更なる徹底や、感染リスクが高い場면을回避する対策の実効性を高めるための環境づくり等について、別添1のとおり建設業者団体宛に送付しておりますので、ご参考にお知らせします。

なお、これまでも、新型コロナウイルスの罹患等により現場の施工を継続することが困難となった場合の他、受注者から工期延長等の申し出があった場合で必要があると認められるときには、工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更等、適切な措置を行うようお願いしてきたところですが、これらの措置については、引き続き、同様の取扱いをお願いいたします。また、これらの措置の実施に伴い、工期又は履行期間が年度を超える可能性がある場合には、必要となる予算の繰越手続についても、遺漏なきよう宜しく願います。

併せて、新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を踏まえた、国土交通省直轄事業における対応について、別添2のとおり定めておりますので、ご参考にお知らせします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しく願います。

事務連絡
令和4年1月7日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏
まえた工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置の終了後における工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置の終了後における工事及び業務の対応について」（令和3年9月30日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和4年1月7日に、3県（広島県、山口県及び沖縄県）を対象として、政府対策本部長より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置に関する公示が行われたところです。

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和4年1月7日変更））では、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものとして、河川や道路などの公物管理、公共工事が挙げられているところであり、まん延防止等重点措置時にも同様に事業の継続が求められるものです。また、感染拡大の防止の基本は、個々人が「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等の基本的な感染対策を徹底することとされており、さらに、新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項として、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着に向けて周知するとともに、事業者及び関係団体に対して、業種別ガイドライン等の実践等を促していくこととされているところです。

これらのことを踏まえ、施工中の工事等における感染拡大防止措置等につきましては、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和3年5月12日改訂版）」等を参考に、引き続き、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、現場でのマスク着用、手洗い、換気、「居場所の切り替わり」への注意など、感染予防の対応を行うとともに、施工に伴う三つの密の発生の回避や影響緩和の対策を講じるなど、適切なお対応をお願いいたします。

なお、まん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた対応について、別添1のとおり地方公共団体あてに送付するとともに、別添2のとおり民間発注者団体等あてに送付しておりますので、参考まで送付いたします。

別添 2

事務連絡
令和4年1月7日

大臣官房官庁営繕部	各課長	殿
各地方整備局	総務部長	殿
	企画部長	殿
	営繕部長	殿
	港湾空港部長	殿
北海道開発局	事業振興部長	殿
	営繕部長	殿
各地方航空局	総務部長	殿
	空港部長	殿
	保安部長	殿
国土技術政策総合研究所	総務部長	殿
	管理調整部長	殿
国土地理院	総務部長	殿
	企画部長	殿

国土交通省

大臣官房会計課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房公共事業調査室長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を踏まえた 工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和4年1月7日に政府対策本部長より広島県、山口県、沖縄県の3県を新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）とする公示が行われ、同年1月9日から重点措置区域においては、都道府県知事が指定する措置区域においてまん延防止等重点措置を実施することが決定された。

まん延防止等重点措置を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和3年4月5日付け国会公契第1号、国官技第2号、国官総第1号、国営管第4号、国営計第9号、国港総第7号、国港技第2号、国空予管第7号、国空空技第2号、国空交企第2号、国北予第1号）により通知しているところであるが、重点措置区域において

都道府県知事が指定する措置区域の工事及び業務の対応について、引き続き同通知に基づき、遺漏なきよう措置されたい。

なお、今後、重点措置区域が追加された場合や重点措置区域において都道府県知事が指定する措置区域が拡大された際には、当該区域においても同様に措置されたい。

また、今後、特定の区域が重点措置区域から除外された場合や重点措置区域において都道府県知事が指定する措置区域から除外された際には、「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域から除外された区域における工事及び業務の対応について」（令和3年5月12日付け事務連絡）に基づき措置されたい。